実務経歴証明書 記入要領

※黒または青色の万年筆またはボールペン(インクが消せるものは使用不可)を使用し、楷書で 丁寧に記入してください。

□ ① 証明年月日

証明を行った年月日を和暦で記入してください。(証明年月日が、「実務経歴書」の「建築実務経験期間」に記入された日付より後である事。)

□ ② 証明者

・勤務先の種類によって証明者が異なりますのでご注意願います。

(1) 建築士事務所	申請者が所属する建築士事務所の開設者
	開設者以外の場合は管理建築士、または所属建築士
(2) 建築士事務所以外の法人	申請者が所属する法人の代表者または代表権を持つ役員
	※建築設計事務所である法人の場合には、①によってください。 ※支社長・支店長は証明者にはなりえませんので、ご注意ください。
(3) 行政・独立行政法人	申請者が所属する部署(実務を行った部署)の所属長
	※所属長は本庁の場合には部長・課長、出先機関の場合にはその長など、通常証明者となっている適切な権限を有する者として下さい。 ※申請する実務を行った部署を異動している場合、その証明者は異動する前の部署(申請する実務を行った部署)の現時点の所属長としてください。
(4) 教育・研究機関	申請者が所属する教育・研究機関の校長または学部長・研究科長

※建築士事務所の場合、申請者が所属する建築士事務所の開設者、管理建築士又は所属建築士の氏名を記入してください。代表取締役社長や代表権を持つ役員等であっても開設者ではない場合は、証明者となることは認められませんのでご注意ください。

なお、建築物の設計や工事監理に関する実務を申請する場合は、建築士事務所による証明書を作成ください。また、一般的な建築士事務所の他、○○建設一級建築士事務所、○○ハウス一級建築士事務所といった、ゼネコンやハウスメーカーの設計部門に所属されている方も、法人の代表者による証明は認められないため、本記入例に基づき作成してください。

また、実務経歴証明書を作成する時点で、申請する実務を行った支店等を異動している場合は、異動する前の支店等(申請する実務を行った支店等)における開設者または管理建築士等を証明者としてください。

※建築士事務所以外の法人の場合、法人名・役職名を記入し、法人の代表者(代表権を持つ役員(取締役、 理事長等))の氏名を記入してください。

一般的に株式会社の場合には、法人の代表者とは社長や副社長のような代表権を持つ役員に限定されます。このため、建設業法上の営業所として請負契約の権限がある支店長等や、会社法上の支配人として登

記されている支店長等は、証明者とは認められません。支店長等を証明者とされた場合、再提出をお願いすることになります。

※行政・独立行政法人の場合、申請者が所属する部署の所属長の氏名を記入してください。

所属長は本庁の場合には部長・課長、出先機関の場合にはその長など、通常証明者となっている適切な権限を有する者としてください。((押印は不要ですが) 所属長印を有する役職者が証明者であれば問題ありません。)

また、実務経歴証明書を作成する時点で、申請する実務を行った部署等を異動している場合は、異動する前の部署(申請した実務を行った部署)における現時点の所属長を証明者としてください。

□ ③ 建築士事務所登録番号及び建築士登録番号

- 「② 証明者」が所属する建築士事務所の登録番号を正確に記してください。(記入がないものは再提出をお願いすることとなります)。
- 「② 証明者」が建築士資格を有している場合、その種別(一級・二級・木造)と建築士登録番号を正確に記入してください。(記入がないものは再提出をお願いすることとなります)。「② 証明者」が建築士資格を有していない場合に限り、建築士登録番号の記入は不要です。

□ ④ 住所・所在地

「② 証明者」が所属する建築士事務所の住所・所在地を都道府県から番地まで正確に、ビル名等がある場合はその名称も記入してください。

□ ⑤ 電話番号

審査の段階で、実務経歴証明書の内容等についてお問合せすることがありますので、担当者※の 氏名、所属する部署および電話番号を市外局番から記入してください。

※ここでいう担当者とは、実務経歴証明書の内容や、免許申請者と「② 証明者」との関係を把握している者(実務を行った部署の上司や人事部等の者。または「② 証明者」でも可。)とする。

□ ⑥ 免許申請者との関係

免許申請者と「② 証明者」との関係について、証明者に応じ、「② 証明者」の $1 \sim 3$ のいずれかを記入してください。

□ ⑦ 免許申請者氏名

免許申請者の氏名を正確に記入してください。

□ ⑧ 建築実務経験期間の合計

実務経歴書の「建築実務経験期間の合計」欄に記入された期間が、事実と相違ないことを確認したうえで、期間の合計を記入してください。

□ 9 建築実務の内容

実務経歴書の「実務経験の対象となる業務の内容」欄に記入された内容が、事実と相違ないこと を確認し、対象建築物(構造・用途・規模)、実施した業務内容について実務経歴書の記載毎に 簡潔に記入してください。

実務の内容が複数ある場合は、全て記入してください。(書ききれない場合は書式をコピーし、 記入のうえ、添付してください)

□ 10 備考

備考1について、勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先毎に実務経歴証明書を作成してください。

備考2について、「使用者その他これに準ずる者」とは、以下のいずれかになります。

(1) 建築士事務所	・申請者が所属する建築士事務所の「開設者」
	・申請者が所属する建築士事務所の「管理建築士」
	・申請者が所属する建築士事務所の「所属建築士」
(2) 建築士事務所以外の法人	・申請者が所属する法人の「代表者」
	・申請者が所属する法人の「代表権を持つ役員」
(3) 行政・独立行政法人	・申請者が所属する部署の所属長
(4) 教育・研究機関	・申請者が所属する教育機関の「学長(校長)」
	・申請者が所属する教育機関の「学部長または研究科長」

備考3について、虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

- ・自営業者(例:大工工事の施工管理を行っている工務店代表者等)の場合は、実務に関わる業務を発注した法人の代表者、若しくは元請会社の代表者か代表権を持つ役員、又は実務に関与した建築士事務所の開設者、管理建築士、所属建築士の実務経歴証明書が必要です。
- ・実務を行った会社がすでに倒産している場合も実務経歴書、実務経歴証明書の提出は必須です (証明者の署名・押印は必要なし)。
- ・また、申請する実務を行った会社がすでに倒産している場合、当該会社に所属していたことを 証明する書類(源泉徴収票、社会保険加入記録書など)が必要です。

実務経歴証明書の下の余白部分に、申請者は会社が倒産した旨を記入してください。